

愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

平成20年10月17日金曜日 第2008号外 2

教育委員会告示
愛媛県情報公開条例第34条第1項の規定による教育委員会が定める
法人の指定の一部改正10
公安委員会規則
愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則10
公安委員会訓令
愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令11
県 議 会 告 示
愛媛県議会会議規則の一部改正12
県議会訓令
愛媛県議会事務局規程の一部を改正する訓令13
公営企業訓令
愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令14

規則

○愛媛県規則第58号

知事が管理する公文書の公開等に関する規則及び愛媛県情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成20年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

知事が管理する公文書の公開等に関する規則及び愛媛県情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則 (知事が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正)

第1条 知事が管理する公文書の公開等に関する規則(平成10年愛媛県規則第56号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(書面の様式)	(書面の様式)
第2条 省略	第2条 省略
2 条例 <u>第19条</u> の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査	2 条例 <u>第20条</u> の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査
会諮問通知書(様式第9号)によりするものとする。	会諮問通知書(様式第9号)によりするものとする。
	(公文書の任意公開)
	第7条 条例第5条各号に掲げるもの以外のものは、知事に対し、
	公文書の公開の申出をすることができる。
	2 前項の規定による公文書の公開の申出は、公文書公開申出書
	<u>(様式第11号)によらなければならない。</u>
	3 知事は、前項の申出書の提出があった場合において、第1項の
	規定による公開の申出に係る公文書の公開又は非公開を決定した
	ときは、公文書公開(部分公開・非公開)回答書(様式第12号)
	<u>により回答するものとする。</u>
(実施状況の公表)	(実施状況の公表)
第7条 条例第36条の規定による公表は、愛媛県報によりするもの	第8条 条例 <u>第37条</u> の規定による公表は、愛媛県報によりするもの
とする。	とする。

請求者の区分(県外に住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)を有する 場合に記入してください。)

県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

事務所又は事業所の名称及び所在地

県内の事務所又は事業所に勤務する者

勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地

様式第1号中

を削る。

県内の学校に在学する者

| 在学する学校の名称及び所在地

実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する個人及び法人その他の団体 「利害関係の内容

様式第11号及び様式第12号を削る。

(愛媛県情報公開・個人情報保護審査会規則の一部改正)

第2条 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会規則(平成17年愛媛県規則第36号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第	第1条 この規則は、愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第
27号) <u>第30条</u> の規定に基づき、愛媛県情報公開・個人情報保護審	27号) <u>第31条</u> の規定に基づき、愛媛県情報公開・個人情報保護審
査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事	査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事
項を定めるものとする。	項を定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に第1条の規定による改正前の知事が管理する公文書の公開等に関する規則様式第1号の規定により提出されている書類は、同条の規定による改正後の知事が管理する公文書の公開等に関する規則様式第1号の規定により提出された書類とみなす。

告 示

愛 媛 県 愛媛県公営企業管理局 愛 媛 県 教 育 委 員 会 愛媛県選挙管理委員会

愛媛県労働委員会

愛媛県収用委員会

愛媛海区漁業調整委員会

愛媛県内水面漁場管理委員会

愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)附則第3項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされる旧愛媛県情報公開要綱(平成5年10月愛媛県・愛媛県公営企業管理局・愛媛県教育委員会・愛媛県選挙管理委員会・愛媛県人事委員会・愛媛県監査委員・愛媛県地方労働委員会・愛媛県収用委員会・愛媛海区漁業調整委員会・愛媛県内水面漁場管理委員会告示第1255号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

この告示の施行の際現に改正前の旧愛媛県情報公開要綱様式第1号の規定により提出されている書類は、改正後の旧愛媛県情報公開要綱様式第1号の規定により提出された書類とみなす。

この告示の施行前にされた改正前の旧愛媛県情報公開要綱第12条第1項の規定による公文書の公開の申出であって、この告示の施行の際、これに応じるかどうかの処理がされていないものについての処理については、なお従前の例による。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行 愛媛県公営企業管理者

和氣政次

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

愛媛県監査委員

壺 内 紘 光

同

白 石 友 一

同

田 中 多佳子

同

明 比 昭 治

愛媛県労働委員会

会長 白石喜徳

愛媛県収用委員会

会長 矢野隆三

愛媛海区漁業調整委員会

会長 前田健二

愛媛県内水面漁場管理委員会

会長 那 須 熊 市 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(目的)	(目的)
第1条 この要綱は、公文書の公開をするとともに、情	第1条 この要綱は、 <u>県民に対し</u> 公文書の公開をするとともに、情
報提供の拡充を図ることにより、公正で開かれた県政を推進し、	報提供の拡充を図ることにより、公正で開かれた県政を推進し、
もって県政に対する県民の理解と信頼を深めることを目的とす	もって県政に対する県民の理解と信頼を深めることを目的とす
ა .	ప .
(公文書の公開 <u>の申請</u>)	(公文書の公開 <u>を申請することができる者</u>)
第5条 何人も 、実施機関に対し、公文書の公開 、	第5条 <u>次に掲げる者は</u> 、実施機関に対し、公文書の公開 <u>(第5号</u>
	に掲げる者にあっては、その者の有する利害関係に係る公文書の
を申請することができる。	<u>公開に限る。)</u> を申請することができる。
	(1) 県内に住所を有する者
	② 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
	③ 県内の事務所又は事業所に勤務する者
	(4) 県内の学校に在学する者
	(5) 前各号に掲げる者のほか、実施機関が行う事務事業に利害関
	係を有する個人及び法人その他の団体
	(公文書の任意公開)
	第12条 第5条各号に掲げる者以外のものは、実施機関に対し、公
	文書の公開の申出をすることができる。
	2 前項の規定による公文書の公開の申出は、公文書公開申出書
	(様式第4号)によらなければならない。
	3 実施機関は、前項の申出書の提出があった場合において、第1
	項の規定による公開の申出に係る公文書の公開又は非公開を決定

したときは、公文書公開(部分公開・非公開)回答書(様式第5 号)により回答するものとする。 4 前条の規定は、第1項の規定による申出に基づく公文書の公開 について準用する。 第12条 省略 第13条 省略 第13条 省略 **第14条** 省略 第14条 省略 第15条 省略 第15条 省略 第16条 省略 第16条 省略 第17条 省略 第17条 省略 第18条 省略

様式第1号3の項及び4の項を削り、同様式記入上の注意1を削り、同様式記入上の注意2を同様式記入上の注意とする。 様式第4号及び様式第5号を削る。

○愛媛県告示第1503号

愛媛県情報公開条例第34条第 1 項の規定による知事が定める法人の指定(平成13年12月愛媛県告示第2012号)の一部を次のように改正し、 告示の日から施行する。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)第34条第1項	愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)第35条第1項
の規定により、知事が定める法人を次のとおり定める。	の規定により、知事が定める法人を次のとおり定める。

訓令

○愛媛県訓令第20号

庁 中 一 般

各地方機関

愛媛県庁事務決裁規程及び愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程及び愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

 改正
 後

 別表第1 (第4条関係)

 知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

 事務の種類
 事項
 決裁区分知事決者

 知事の種限に属する事務に係る一般共通決裁事項

 事務の種類
 事項
 決裁区分知事決者

事務の種	事項	:	決裁区分		決裁区分		決裁区分		決裁区分		決裁区分		決裁区分		決裁区分		決裁区分		決裁区分		決裁区分		決裁区分		決裁区分		決裁区分		決裁区分		決裁区分		決裁区分		決裁区分		決裁区分		決裁区分		決裁区分		決裁区分		決裁区分		決裁区分		決裁区分		決裁区分		決裁区分		決裁区分		決裁区分		決裁区分		決裁区分		決裁区分		決裁区分		決裁区分		事務の種	事項	3	決裁	区分	٢
類		知	Ė	∮決	者	類		知	車	享決 者	Ł																																																															
		事	部	局	課			事	部	局																																																																
			長	長	長				長	長																																																																
1 • 2						1 • 2					ĺ																																																															
省略						省略																																																																				
3 公文	1~4 省略					3 公文	1~4 省略																																																																			
書の公	5 公文書の公開の請求等に対					書の公	5 公文書の公開の請求等に対																																																																			
開に関	する決定に係る不服申立て等					開に関	する決定に係る不服申立て等																																																																			
する事	に関すること。					する事	に関すること。				l																																																															

務	(1) 愛媛県情報公開・個人情		
	報保護審査会又は愛媛県公		
	文書公開審査会への諮問等		
	(条例 <u>第18条、第19条</u> 、要		
	綱 <u>第12条</u>)		
	(2) 処理の決定(要綱第12		
	<u>条</u>)		
	(3) 第三者に対する通知(条		
	例第15条第 3 項、 <u>第21条</u>)		
4 ~ 24			
省略			

務	(1) 愛媛県情報公開·個人情		
	報保護審査会又は愛媛県公		
	文書公開審査会への諮問等		
	(条例 <u>第19条、第20条</u> 、要		
	綱 <u>第13条</u>)		
	(2) 処理の決定(要綱第13		
	<u>条</u>)		
	(3) 第三者に対する通知(条		
	例第15条第 3 項、 <u>第22条</u>)		
4 ~ 24			
省略			
/# # /IN = #	1		

備考 省略

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

改

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

後

別表第1(第4条関係)

局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

正

事務の種類	事項	決	裁区	分
		局	専決	央者
		長	部	課
			長	長
1 省略				
2 公文書	1 ~ 4 省略			
の公開に	5 公文書の公開の申請に対する決			
関する事	定に係る不服の申出に関するこ			
務	٤.			
	(1) 愛媛県公文書公開審査会の意			
	見の聴取(要綱 <u>第12条</u>)			
	(2) 処理の決定(要綱第12条)			
3~11 省				
略				

別表第1(第4条関係)

局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

正

事務の種類	事項	決	決裁区分	
		局	専治	大者
		長	部	課
			長	長
1 省略				
2 公文書	1 ~ 4 省略			
の公開に	5 公文書の公開の申請に対する決			
関する事	定に係る不服の申出に関するこ			
務	と。			
	(1) 愛媛県公文書公開審査会の意			
	見の聴取(要綱 <u>第13条</u>)			
	(2) 処理の決定(要綱第13条)			
3~11 省				
略				

備考 省略

附 則

備考 省略

この訓令は、公布の日から施行する。

-tel	~-	▲+	9 9 1
750	台丕	会装	8 AII

○愛媛県教育委員会規則第18号

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する等の規則を次のように定める。 平成20年10月17日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する等の規則

(愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(各課及び室の所掌事務)	(各課及び室の所掌事務)
第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。	第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。
省略	省略
生涯学習課	生涯学習課
(1) ~ (15) 省略	(1)~(15) 省略
(16) 生涯学習センター、総合科学博物館、歴史文化博物館、県立	(16) 生涯学習センター、総合科学博物館、歴史文化博物館、県立
図書館、県立博物館及びえひめ青少年ふれあいセンター	図書館、県立博物館 <u>、えひめ青少年ふれあいセンター及び県立</u>
に関すること。	<u>青年の家</u> に関すること。
省略	省略

(愛媛県立青年の家管理規則の廃止)

第2条 愛媛県立青年の家管理規則(昭和35年愛媛県教育委員会規則第7号)は、廃止する。

附即

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第19号

愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成20年10月17日

愛媛県教育委員会

正

子科

環境化

120

委員長 井 関 和 彦

愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則(昭和39年愛媛県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

後

正

子科

環境化

120

別表第1の1(第2条関係) 別表第1の1(第2条関係) 全日制の課程 定時制の課程 全日制の課程 定時制の課程 学校名 学校名 修業 生徒 修業 徒 修業 生徒 修業 徒 学科 学科 学科 学科 夜 夜 年限 定員 年限 定 年限 定員 年限 定 別 別 川之江高等 3 年 普通科 1 ,000 普通科 夜 川之江高等 3 年 普通科 1 ,040 4年 普通科 夜 160 学校 学校 三島高等学 3 年 普通科 三島高等学 3 年 普通科 夜 720 普通科 <u>4年</u> 720 <u>40</u> 校 商業科 120 校 商業科 120 情報デ 情報デ 120 120 ザイン ザイン 科 土居高等学 土居高等学 3 年 普通科 3年 普通科 480 440 校 校 省略 省略 新居浜工業 3 年 機械科 120 4年 機械科 80 新居浜工業 3年 機械科 4年 機械科 夜 120 高等学校 電子機 120 高等学校 電子機 120 械科 械科 電気科 120 電気科 120 情報電 120 情報電 120

<u> </u>	以乙〇千	10月17년	1		,	发_	X8	<u> </u>
		学科						
省略								
丹原高等学	3 年	普通科	400					-
校		園芸科	120					
		学科						
省略								
今治南高等	3 年	普通科	760					
学校		園芸ク	120					
		リエイ						
		ト科						
			_					=
省略								
今治工業高	3 年	機械科	120					
等学校		電子機	120			_	_	
		械科						
		電気科	120					
		情報技	120					
		術科						
		環境化	120					
		学科						
		繊維工 学科	120					
		子科 デザイ	120					
		ン科	120					
加 土克笠芒	2.45		220					
伯方高等学 校	3 年	普通科	220					
弓削高等学	3 年	普通科	120					-
与制高等字 校	3 年	首週科	<u>120</u>					
省略								•
	2.5	** \ 7 1\	1 010	2.5	** \ 3 1/1	_	160	-
松山南高等 大学校	3 年	普通科理数科	1 ,040 120	3年以上	普通科	夜	160	
		生奴竹	120	W.T.				
省略								
松山中央高	3 年	普通科	<u>1 ,160</u>					
等学校								
松山工業高	3 年	機械科	120	4年	機械科	夜	160	
等学校		電子機	120		電気科		<u>80</u>	
		械科	120		7# 66 11		160	
		電気科電子科	120 80		建築科		160	
		情報技	80					
		術科	30					
		情報電	40					
		<u>子科</u>						
		工業化	120					
		学科						
		建築科	120					
		土木科	120					
		繊維科	120					
省略								

等学校 電子機 120 械科 電気科 120 情報技 120 術科 環境化 120 学科 繊維工 120 学科 デザイ 120	
世界	
世界	
学科	
省略	
今治南高等 学校 3 年 普通科 800 園芸ク 120 リエイト科 120 大島分校 3年 普通科 40 3 年 機械科 120 電子機 120 械科 電気科 120 情報技 120 術科 環境化 120 学科 繊維工 120 学科 ボザイ 120 4 年 機械科 夜 4	
学校 園芸ク リエイト科 120	
大島分校 3年 普通科 40	
大島分校 3年 普通科 40 省略 120 4年 機械科 度 4 今治工業高 3年 機械科 120 4年 機械科 夜 4年 等学校 120 機械科 120 機械科 項 4年 機械科 度 4年 等学校 120 情報技 120 有 4年 機械科 度 4年 標材 120 特科 120 2年 2年 2年 2年 2年 場所 120 2年	
大島分校 3年 普通科 40 省略 120 4年 機械科 夜 今治工業高等学校 3年 機械科 電子機 120 板科 電気科 120 情報技 120 情報技 120 核科 環境化 学科 繊維工 120 学科 ボザイ 120 デザイ 120 120 株計	
省略	
今治工業高 等学校 120 <u>4年</u> 機械科 夜 名 電子機 120 械科 電気科 120 情報技 120 術科 環境化 120 学科 繊維工 120 学科 デザイ 120	
等学校 電子機 120 械科 電気科 120 情報技 120 情報技 120 術科 環境化 120 学科 繊維工 120 学科 デザイ 120	
械科 電気科 120 情報技 120 術科 環境化 120 学科 繊維工 120 学科	<u>40</u>
電気科 120 情報技 120 術科 環境化 120 学科 繊維工 120 学科 デザイ 120	
情報技 120 術科 環境化 120 学科 繊維工 120 学科 デザイ 120	
術科 環境化 120 学科 繊維工 120 学科 デザイ 120	
環境化 120 学科 繊維工 120 学科 デザイ 120	
学科 繊維工 120 学科 デザイ 120	
繊維工 120 学科 デザイ 120	
学科 デザイ 120	
デザイ 120	
ン科	
伯方高等学 3 年 普通科 240	
校	
弓削高等学 3 年 普通科 160	
校	
省略	
松山南高等 3 年 普通科 1_080 3 年 普通科 夜 16	60
学校 理数科 120 以上	
省略	
松山中央高 3年 普通科 1,200	
等学校	
松山工業高 3年 機械科 120 4年 機械科 夜 16	60
	20
	60
電子科 120	
術科 一	
工業化 120	
学科	
建築科 120	
土木科 120	
繊維科 120	
省略	

- 古旧古竺巴	3 年	並温利	720				
東温高等学校	3 年	普通科商業科	<u>720</u> 240				
	3 年	普通科	110				
上 序 八 同 寺 学 校	3 #	森林環	110				
于1X		境科	110				
省略							
中山高等学	3 年	普通科	110				
校		特用林	110				
		産科					
省略							
長浜高等学 校	3 年	普通科	<u>220</u>				
省略							
八幡浜高等	3 年	普通科	<u>520</u>	4年	普通科	夜	160
学校		商業科	240				
		情報ビ	120				
		ジネス					
		科					
省略							
川之石高等	3 年	総合学	<u>360</u>				
学校		科					
省略							
野村高等学	3 年	普通科	240				
校		畜産科	120				
土居分校				4年	農業科	昼	<u>40</u>
宇和島東高	3 年	普通科	480	3 年	普通科	夜	80
等学校		理数科	120	以上			
		商業科	240				
		情報ビ	120				
		ジネス					
		科					
宇和島南高	3 年			3 年	普通科	夜	<u>80</u>
等学校				以上			
省略 —————							
北宇和高等	3 年	普通科	240				
学校		生産食	120				
		品科					
日吉分校				4年	農業科	昼	120
省略							
南宇和高等	3 年	普通科	600	_			
学校		農業科	120				

備考 1 · 2 省略 **別表第4**(第4条関係)

-				
学校名	部	修業年限	学科	生徒定員
省略				
松山聾学校	幼稚部	3 年保育		15
		2年保育		10
		1年保育		5

7K HX				ᄼ	2008号列	· <u> </u>	
東温高等学	3 年	普通科	760				
宋温尚守于 校	3 +	商業科	240				
上浮穴高等	3 年	普通科	120				
学校	3 +	森林環	120				
F1X		境科	120				
√N m42		-5611					
省略							
中山高等学	3 年	普通科	<u>120</u>				
校 		特用林	<u>120</u>				
		産科					
省略							
長浜高等学	3 年	普通科	<u>240</u>				
校							
省略							
八幡浜高等	3 年	普通科	<u>560</u>	4年	普通科	夜	160
学校		商業科	240				
		情報ビ	120				
		ジネス					
		科					
省略							
川之石高等	3 年	総合学	<u>400</u>				
学校		科					
省略							
野村高等学	3 年	普通科	240				
校		畜産科	120				
土居分校				4年	農業科	昼	80
宇和島東高	3 年	普通科	480	3 年	普通科	夜	40
等学校		理数科	120	以上			
		商業科	240				
		情報ビ	120				
		ジネス					
		科					
宇和島南高			<u></u>	3 年	普通科	夜	<u>120</u>
等学校				以上			
省略							
北宇和高等	3 年	普通科	240				
学校		生産食	120				
		品科					
日吉分校				4年	農業科	昼	160
省略							
南宇和高等	3 年	普通科	640				
学校	5 4	農業科	120				
世子 1 . 2 :		/LK 24K 111	120				

備考 1 · 2 省略 **別表第 4** (第 4 条関係)

学校名	部	修業年限	学科	生徒定員
省略				
松山聾学校	幼稚部	3年保育		15
		2 年保育		10
		1年保育		5

				1	
	小	学部	6 年		
	中	学部	3 年		
	高	本科	3 年	普通科	10
	等			産業工	20
	部			芸科	
				理容科	30
				被服科	<u>20</u>
省略					
省略					
	_				
新居浜分校	小	学部	6 年		
	中	学部	3 年		
	高	本科	3年	普通科	16
	等				
	部				
省略					

	小	学部	6 年										
	中	学部	3 年										
	高	本科	3 年		_								
	等			産業工	<u>30</u>								
	部			芸科									
				理容科	30								
				被服科	<u>30</u>								
省略													
日野学園分校	小	学部	6年										
	中	<u>学部</u>	3年										
省略													
太陽の家分校	<u>小</u>	学部	6年										
	<u>中学部</u> 小学部	3年											
新居浜分校		小学部	小学部	小学部	小学部	6 年							
	中学部		中学部		中学部		中学部		中学部		3 年		
	_				_								

備考 1・2 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(高等学校の入学定員の特例)

2 別表第1の1備考2本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の学科については、平成21年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

			全	日	制	の課程	定時制	の 課 程
学	1	交 名	学		科	入学定員	学 科	入学定員
Ш	之	江高等学校	普	通	科	320		
±		居高等学校	普	通	科	120		
西		条高等学校	普	通	科	240		
丹		原高等学校	普	通	科	120		
今	治	南高等学校	普	通	科	240		
伯		方高等学校	普	通	科	60		
松	Щ	南高等学校	普	通	科	320		
松ι	山中	央高等学校	普	通	科	360		
松ι	μΙ	業高等学校	情	報電	子 科	40		
上	浮	穴高等学校	普	通	科	30		
			森:	林環	境 科	30		
中		山高等学校	普	通	科	30		
			特	用林	産 科	30		
長		浜高等学校	普	通	科	60		
八	幡	浜高等学校	普	通	科	160		
宇和	和島	東高等学校					普通科	40

(高等学校の入学定員の適用除外)

3 次の表に掲げる学校の学科については、別表第1の1備考2の規定は、適用しない。

学		校	47	全日	制の	課程	定時	制の	課程	備	考
7		ſΧ	名	学		科	学		科) WHI	75
松	山工業高等等		学校	電	子	科				平成21年度から	生徒募集を停止
				情報	技技	桁 科				Ē	1
北	宇	和高等	学校				農	業	科	[=	1
日	吉	分	校								

(特別支援学校の入学定員の特例)

4 別表第4備考1本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の高等部の学科については、平成21年度における第1学年の入学定員は、 当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

	学		校		名			台	ß		学		科	入学定員
	松	Щ	55 聾	学	校	高	等	部	本	科	普	通	科	10
ſ	今	治	養 護	学	校	高	等	部	本	科	普	通	科	16
	新	居	浜	分	校									

(特別支援学校の入学定員の適用除外)

5 次の表に掲げる学校の高等部の学科については、別表第4備考1の規定は、適用しない。

学		校		名			部					科	備	考
松	Щ	55 聾	学	校	高	等	部	本	科	産業	美工	芸 科	平成21年度から5	上徒募集を停止
										被	服	科	同	

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第11号

愛媛県情報公開条例第34条第1項の規定による教育委員会が定める法人の指定(平成13年12月愛媛県教育委員会告示第4号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成20年10月17日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)第34条第1項	愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)第35条第1項
の規定により、教育委員会が定める法人を次のとおり定める。	の規定により、教育委員会が定める法人を次のとおり定める。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第7号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年10月17日

愛媛県公安委員会委員長 木 綱 俊 三

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則(平成17年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(警務課)	(警務課)
第26条 警務課においては、次の事務をつかさどる。	第26条 警務課においては、次の事務をつかさどる。
(1)~(11) 省略	(1) ~ (11) 省略
① オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に	
関する法律(平成20年法律第80号)第3条第1項に規定する給	
付金に関すること。	
(13) 省略	(12) 省略
(14) 省略	<u>(13)</u> 省略
(15) 省略	<u>(14)</u> 省略
<u>(16)</u> 省略	<u>(15)</u> 省略
(犯罪被害者対策室)	(犯罪被害者対策室)
第62条 省略	第62条 省略
2 犯罪被害者対策室は、 <u>第26条第10号から第12号まで</u> の事務をつかさど	2 犯罪被害者対策室は、 <u>第26条第10号及び第11号</u> の事務をつかさど
ర .	ప 。
3 · 4 省略	3 · 4 省略

附 則

この規則は、平成20年12月18日から施行する。

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第7号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年10月17日

愛媛県公安委員会委員長 木 綱 俊 三

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程(昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前

別表1(第2条関係)

別表2(第3条関係)

本部長の専決事項

法令	専決事項
省略	
愛媛県情報公開条例(平	1 <u>第18条</u> の規定による不服申立てがあ
成10年愛媛県条例第27	った場合の審査会への諮問
号)	2 <u>第23条第1項</u> の規定による審査会へ
	の公開決定等に係る公文書の提示
	3 <u>第23条第3項</u> の規定による審査会へ
	の分類・整理資料の提出
	4 <u>第23条第4項</u> の規定による審査会へ
	の意見書又は資料の提出
	5 <u>第24条第1項</u> の規定による審査会へ
	の口頭意見陳述の申立て及び口頭意見
	陳述
	6 <u>第25条本文</u> の規定による審査会への
	意見書又は資料の提出
省略	

別表1(第2条関係)

法令	専決事項		
省略			
愛媛県情報公開条例 平	1 <u>第19条</u> の規定による不服申立てがあ		
成10年愛媛県条例第27	った場合の審査会への諮問		
号)	2 第24条第1項の規定による審査会へ		
	の公開決定等に係る公文書の提示		
	3 第24条第3項の規定による審査会へ		
	の分類・整理資料の提出		
	4 第24条第4項の規定による審査会へ		
	の意見書又は資料の提出		
	5 第25条第1項の規定による審査会へ		
	の口頭意見陳述の申立て及び口頭意見		
	陳述		
	6 <u>第26条本文</u> の規定による審査会への		
	意見書又は資料の提出		
 省略			

別表2(第3条関係)

部課長の専決事項

- 1 省略
- 2 課長専決事項
- (1) 総務課長

法令	専決事項
省略	
愛媛県情報公開条例	1 ~ 18 省略
	19 <u>第19条</u> の規定による不服申立人及び
	参加人に対する諮問をした旨の通知
	20 第32条第2項の規定による公文書の
	検索資料の作成

(2) 広報県民課長

法令	専決事項			
愛媛県情報公開条例	1 第32条第2項の規定による公文書の			
	検索資料の提供			

(3)~(12) 省略

部課長の専決事項

- 1 省略
- 2 課長専決事項
- (1) 総務課長

法令	専決事項
省略	
愛媛県情報公開条例	1 ~ 18 省略
	19 <u>第20条</u> の規定による不服申立人及び
	参加人に対する諮問をした旨の通知
	20 <u>第33条第2項</u> の規定による公文書の
	検索資料の作成

(2) 広報県民課長

法令	専決事項		
愛媛県情報公開条例	1 第33条第2項の規定による公文書の		
	検索資料の提供		

(3)~(12) 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

県議会告示

○愛媛県議会告示第4号

愛媛県議会会議規則(昭和30年3月愛媛県議会告示第1号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

愛媛県議会議長 清 家 俊 蔵

次の妻のみ正前の欄に促げる相定を同妻のみ正然の欄に促げる相定にて娘でテオトうにみ正する

次の表の改止削の懶に掲げる規定を同表の改正後の懶に掲げる規定	に下線で示すように改止する。
改 正 後	改 正 前
目次	目次
第 1 章 ~ 第 10章 省略	第1章~第10章 省略
第11章 協議又は調整を行うための場	
第12章 省略	<u>第11章</u> 省略
第13章 省略	第12章 省略
附則	附則
第 109 条 省略	第 109 条 省略
第11章 協議又は調整を行うための場	
第 110 条 地方自治法第 100 条第12項に規定する議案の審査又は議会	
の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」	
という。)を別表のとおり設ける。_	
2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要が	

第11章 議員の派遣

<u>第 111 条</u> 地方自治法<u>第 100 条第13項</u>の規定により議員を派遣しよう │<u>第 110 条</u> 地方自治法<u>第 100 条第12項</u>の規定により議員を派遣しよ うとするときは、議長が議会に諮りこれを決定する。ただし、緊 急を要する場合は、議長が議員の派遣を決定することができる。

2 省略

第12章 省略

- 身
- あるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要す る場合は、議長が設けることができる。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たつては、名称、 目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が定める。

第12章 議員の派遣

- とするときは、議長が議会に諮りこれを決定する。ただし、緊急 を要する場合は、議長が議員の派遣を決定することができる。
- 2 省略

第13章 省略

第 112 条 省略

別表(第110条関係)

月12 (
<u>名 称</u>	<u>目 的</u>	構 成 員	招集権者
世話人会	一般選挙後の議	議長及び議長が	議長
	会の構成及び臨	選任した議員	
	時会の運営に関		
	し協議又は調整		
	<u>を行う。</u>		
議員協議会	議会活動及び議	全議員	議長
	会運営上の基本		
	的な事項に関し		
	協議又は調整を		
	<u>行う。</u>		
各会派代表	議会活動及び議	議長、副議長及	議長
者会議	会運営上の重要	び議長が各会派	
	な事項に関し協	から選任した議	
	議又は調整を行	員並びに議会運	
	<u>う。</u>	営委員会の委員	
		長及び副委員長	
正副委員長	常任委員会、議	議長、副議長並	議長
<u>会議</u>	会運営委員会及	びに各委員会の	
	び特別委員会の	委員長及び副委	
	運営に関し協議	員長	
	又は調整を行		
	<u>う。</u>		
購入図書選	購入する図書の	議長が選任した	委員長
定委員会	選定について協	議員	
	議を行う。		
議会史編さ	議会史の編さん	議長が選任した	委員長
<u>ん委員会</u>	<u>について協議を</u>	議員	
	<u>行う。</u>		

第 111 条 省略

県議会訓令

○愛媛県議会訓令第2号

愛媛県議会事務局

愛媛県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年10月17日

愛媛県議会議長 清 家 俊 蔵

愛媛県議会事務局規程の一部を改正する訓令

愛媛県議会事務局規程(昭和39年愛媛県議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(分掌事務)	(分掌事務)
第5条 各課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。	第5条 各課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。
総務課	総務課
(1)~(4) 省略	(1)~(4) 省略
(5) 議員の議員報酬、費用弁償及び政務調査費に関すること。	(5) 議員の報酬 、費用弁償及び政務調査費に関すること。
(6)~(16) 省略	(6)~(16) 省略

(17)	議会	史編	⇉	ん委	日会	に関	する	· –	ـــــــــــــــــــــــــــــــــــــــ

18 省略

議事調査課

- (1)~(4) 省略
- (5) 世話人会に関すること。
- (6) 議員協議会 に関すること。
- (7) 各会派代表者会議に関すること。
- (8) 正副委員長会議に関すること。
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略

政務調査室

- (1)~(6) 省略
- (7) 購入図書選定委員会に関すること。
- (8) 省略

別表(第17条関係) 文書保存期間基準

保存期	長期	10年	5 年	3 年	1 年
間の					
種別					
項目					
省略					
議員及び議	省略				
会運営			議員	議員	
			報酬	報酬	
			に関す	に関す	
			る文書	る文書	
				で軽易	
				なもの	
省略					

備考 省略

<u>[17]</u> 省略

議事調査課

- (1)~(4) 省略
- (5) 議員協議会等に関すること。
- **(6)** 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略

政務調査室

- (1)~(6) 省略
- (7) 省略

別表(第17条関係) 文書保存期間基準

保存期	長期	10年	5 年	3 年	1 年
間の					
種別					
(1里 万)					
項目					
省略					
議員及び議	省略				
会運営			議員	議員	
			の報酬	の報酬	
			に関す	に関す	
			る文書	る文書	
				で軽易	
				なもの	
省略				-	

備考 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公営企業訓令
公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第5号

公営企業管理局

各 事 業 所

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成20年10月17日

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則(昭和63年愛媛県公営企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1(第4条関係) 管理者の権限に属する事務に係る一般共	別表第1(第4条関係) 管理者の権限に属する事務に係る一般共
通決裁事項	通決裁事項

事務の種	事 項	決	裁区	分
類		管	專注	央者
		理	局	詩
		者	長	₹
1 省略				
2 公文	1~4 省略			
書の公	5 公文書の公開の請求等に対する決			
開に関	定に係る不服申立て等に関するこ			
する事	٤.			
務	(1) 愛媛県情報公開·個人情報保護			
	審査会又は愛媛県公文書公開審査			
	会への諮問等(条例 <u>第18条、第19</u>			
	<u>条</u> 、要綱 <u>第12条</u>)			
	(2) 処理の決定(要綱第12条)			
	(3) 第三者に対する通知(条例第15			
	条第 3 項、 <u>第21条</u>)			
3 ~ 10				
省略				

事務の種	事項	決裁区分		分
類		管	専治	大者
		理	局	課
		者	長	長
1 省略				
2 公文	1 ~ 4 省略			
書の公	5 公文書の公開の請求等に対する決			
開に関	定に係る不服申立て等に関するこ			
する事	と。			
務	(1) 愛媛県情報公開・個人情報保護			
	審査会又は愛媛県公文書公開審査			
	会への諮問等(条例 <u>第19条、第20</u>			
	<u>条</u> 、要綱 <u>第13条</u>)			
	(2) 処理の決定(要綱第13条)			
	(3) 第三者に対する通知(条例第15			
	条第 3 項、 <u>第22条</u>)			
3 ~ 10				
省略				

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成20年10月17日 発行 15